

八の中欄に掲げる加工食品の項の下欄の1の一
若しくは三又は第十八条第二項の表の対象農産物の項の下欄の1の一のイの確認が適切に行われているときは、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなして、第一項の規定を適用する。

輸入者が別表第十二の中欄に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装（以下この条において「食品等」という。）を輸入した場合において、当該食品等と同一の製品又はこれに準ずるもの（以下「同一食品等」という。）の同表の下欄に掲げる期間における輸入計画（当該期間に予定する輸入に係る貨物の積込重量、積卸港及び到着年月をいう。以下同じ。）を記載した輸入届出書の提出を行っているときは、当該期間に行おうとする同一食品等の輸入については、第一項本文の規定にかかわらず、当該提出をもつて同項の輸入届出書の提出に代えることができる。ただし、当該輸入に係る食品等が次の各号のいずれかに該当し、又はそのそれがあるときは、この限りでない。

一 法第六条各号に掲げる食品又は添加物

二 法第十二条に規定する食品又は添加物

三 法第十三条第一項の規定により定められた基準に合わない方法による食品又は添加物

四 法第十三条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

五 法第十三条第三項の規定により定められた人の健康を損なうおそれのない量を超えて農薬（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬をいう。以下同じ。）飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十九年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料（同条第二項に規定する飼料をいう。）に添加・混和・浸潤その他のために使用されることが目的とされているものの成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を除く。）が残留する食品（当該成分である物質の当該

七 食品に残留する量の限度について法第十三条第一項の食品の成分に係る規格が定められてゐる場合を除く。)
六 法第十六条に規定する器具又は容器包装規格に合わない器具又は容器包装
前項の場合において、別表第十二の第三項に欄に掲げる食品等の輸入者は、前項に規定する輸入計画を記載した輸入届出書に、当該輸入届出書の提出の日前三年間の同一食品等の輸入実績(当該期間に行つた輸入に係る輸入した者の氏名(法人にあつては、その名称)並びに貨物の積込重量、積卸港及び到着年月日をいう。)を記載して提出しなければならない。
第四項本文の場合においては、第一項ただし書中「搬入前に輸入届出書を提出した場合において、」とあるのは「当該輸入に係る」と、「当該検疫所の長」とあるのは「別表第十一の上欄に掲げる場所につきそれぞれ同表の下欄に掲げる検疫所の長」と読み替えるものとする。
厚生労働大臣は、法第二十七条の規定による届出については、電子情報処理組織(厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、同条の規定による届出をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この章において同じ。)を使用して行わせることができる。

「ファイルに記録しなければならない。」とし、
第二項中「記載した届出書を、前項の検疫所の
長に提出しなければならない。」とあるのは、「
入出力装置から入力してファイルに記録しな
ければならない。」とする。
前項に規定する者については、第四項から第
六項までの規定は、適用しない。

第三十三条 前条第八項の規定により読み替えて
適用される前条第一項及び第二項の規定による
入力は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出た入
出力装置を使用して行わなければならない。
前項の規定による届出は、電子情報処理組織
を使用して法第二十七条の規定による届出をし
ようとする者が、その使用しようとする入出力裝
置につき、次に掲げる事項を記載した届出書
を厚生労働大臣に提出することによつて行うも
のとす。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、
その名称及び主たる事務所の所在地）

二 暗証記号（十二のアラビア数字若しくはロ
ーマ字又はこれらの組合せによるものに限
る。）

三 入出力装置の設置場所、機器名称及び型式
番号

四 届出者以外の者が入出力装置の管理をする
場合にあつては、その者の氏名及び住所（法
人あつては、その名称及び主たる事務所の
所在地）

前項の届出をした者は、同項各号に掲げる事
項に変更があつたときは又は届け出た入出力裝
置の使用を廃止したときは、速やかに厚生労働大
臣に届け出なければならない。

第三十四条 厚生労働大臣は、第三十二条第七項
の規定により電子情報処理組織を使用して届け
出た者に対する当該届出に係る食品・添加物・
器具又は容器包装についての法第二十六条第二
項又は第三項の規定による検査の命令の通知及
び同条第四項の規定による当該検査の結果の通
知（以下この条において「特定通知」という。）
については、電子情報処理組織を使用して行う
ことができる。

厚生労働大臣は、前項の規定により電子情報
処理組織を使用して特定通知を行うときは、特
定通知の内容を第三十二条第七項の入出力装置
(厚生労働省の使用に係るものに限る)から入
力し、ファイルに記録しなければならない。
厚生労働大臣は、電子情報処理組織を使用して
特定通知を行うことにつき、あらかじめその
相手方の同意を得なければならぬ。

第六章 食品衛生検査施設

第三十五条 削除

第三十六条 令第八条第二項第一号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、法第二十九条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が他の都道府県若しくは保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。

一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

二 純水装置、定温乾燥器、デイープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

令第八条第二項第二号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

第三十七条 令第八条第三項の規定による検査又は試験（以下この条及び別表第十三において「検査等」という。）に関する事務の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 第十一号に規定する標準作業書に基づき、検査等が適切に実施されていることの確認等を行うこと。

二 第十二号の文書に基づき、検査等の業務の管理について内部点検を定期的に行うこと。

三 第十三号の文書に基づき、精度管理（検査に従事する者の技能水準の確保その他の方方法により検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）を行うこと。

四 第十四号の文書に基づき、外部精度管理調査（国その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。）を定期的に受けること。

五 第二号の内部点検、第三号の精度管理及び前号の外部精度管理調査の結果（改善措置が必要な場合にあっては、当該改善措置の内容を含む。）について記録を行うこと。

六 前号の規定による記録に従い、検査等の業務について速やかに改善措置を講ずること。

七 検査等に当たり、第十一号に規定する標準作業書並びに第十二号及び第十三号に規定す

法第三十六条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第八号による届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第四十二条 登録検査機関は、法第三十七条第一項前段の規定により製品検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）の認可を受けようとするときは、様式第九号による申請書に業務規程及び製品検査に関する手数料の額の算定に関する資料を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

法第三十七条第二項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 製品検査の種類並びに製品検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項
- 二 製品検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 三 製品検査の申請を受けることができる件数の上限に関する事項
- 四 製品検査の業務を行なう場所に関する事項
- 五 製品検査の検査項目ごとの手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 六 製品検査部門責任者、検査区分責任者及び検査員及び信頼性確保部門責任者の選任及び解任に関する事項
- 七 製品検査部門責任者、検査区分責任者及び検査員の配置に関する事項
- 八 製品検査の申請書その他の製品検査に関する事項
- 九 財務諸表等（法第三十九条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。）の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、製品検査の業務に関し必要な事項

登録検査機関は、法第三十七条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第十号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が製品検査に関する手数料の額の変更を伴うときは、その算定に関する資料を添えなければならない。

- 第十四条 法第三十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に表示する方法とする。
- 第十五条 法第三十九条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、登録検査機関が定めるものとする。
- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法について、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを作成する方法

第四十六条 法第四十四条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 製品検査を申請した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 製品検査の申請を受けた年月日
- 三 製品検査を行なった製品の名称
- 四 製品検査を行なった年月日
- 五 製品検査の項目
- 六 製品検査を行なった試験品の数量
- 七 製品検査を行なった検査員の氏名
- 八 製品検査の結果
- 九 第四十一条第三号ニの規定により帳簿に記載すべきこととされている記録
- 十 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録
- 十一 第四十三条第十二号の研修に関する記録帳簿は、最終の記載の日から三年間保存しなければならない。

第四十七条 法第四十七条第二項において準用する法第二十八条第二項の規定により当該職員に携帯させる証票は、様式第十二号によるものとする。

- 一 養成施設の名称及び所在地
- 二 養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日
- 三 養成施設の長の氏名及び住所
- 四 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任教員の別
- 五 各年次における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別
- 六 入学定員
- 七 修業年限

法第三十六条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第八号による届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第四十二条 登録検査機関は、法第三十七条第一項前段の規定により製品検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）の認可を受けようとするときは、様式第九号による申請書に業務規程及び製品検査に関する手数料の額の算定に関する資料を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

法第三十七条第二項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 製品検査の種類並びに製品検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項
- 二 製品検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 三 製品検査の申請を受けることができる件数の上限に関する事項
- 四 製品検査の業務を行なう場所に関する事項
- 五 製品検査の検査項目ごとの手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 六 製品検査部門責任者、検査区分責任者及び検査員の配置に関する事項
- 七 製品検査部門責任者、検査区分責任者及び検査員及び信頼性確保部門責任者の選任及び解任に関する事項
- 八 製品検査の申請書その他の製品検査に関する事項
- 九 財務諸表等（法第三十九条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。）の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、製品検査の業務に関し必要な事項

登録検査機関は、法第三十七条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第十号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 第十四条 法第三十九条第二項第四号に規定する厚生労働省令による改正前の同令（明治三十年勅令第三百四十六号）による師範学校本校又は專攻科の第三学年を修了した者
- 二 国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による高等女学校卒業を入学資格とする同令による高等女学校の高等科又は專攻科の第一学年を修了した者
- 三 国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による実業学校卒業を入学資格とする同令による実業学校専攻科の第一学年を修了した者
- 四 旧師範教育令による附属中学校又は附属高等女学校を卒業した者
- 五 昭和十八年文部省令第六十三号（内地以外の地域に於ける学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程）第十年勅令第三百四十六号による師範学校本科第一部の第三学年を修了した者
- 六 昭和十八年文部省令第六十三号（内地以外の地域に於ける学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程）第十二条又は第五条の規定により中等学校を卒業した者又は第一号に掲げる者と同一の取扱を受けける者
- 七 旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十号）による青年学校本科（修業年限二年のものを除く。）を卒業した者
- 八 旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）による試験検定に合格した者及び同検定規程第十一条第二項の規定により文部大臣において専門学校入学に関し中学校又は高等女学校卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者
- 九 旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定に合格した者
- 十 旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）第七条の規定による試験に合格した者
- 十一 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第一条第一項の表の第二号、第三号、第六号若しくは第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者又は同法第二条第一項の表の第九号、第十八号から第二十号の四まで、第二十一号若しくは第二十三号の上欄に掲げる資格を有する者
- 十二 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十条に規定する者
- 十三 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣において食品衛生管理者の資格に関し高等学校

校若しくは中等教育学校又は中等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認定した者

- 第十四条 法第四十八条第八項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。
- 一 届出者の氏名及び住所（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- 二 施設の名称及び所在地
- 三 令第十三条に規定する食品又は添加物の別号による記録
- 四 食品衛生管理者の設置又は変更の年月日
- 五 食品衛生管理者の職名、職種及び職務内容
- 六 令第十三条に規定する食品又は添加物の別号による記録
- 七 前項の届書には、食品衛生管理者の履歴書、法第四十八条第六項各号の一に該当することを証する書面及び営業者に対する関係を証する書面を添えなければならない。
- 八 前項の届書には、食品衛生管理者の履歴書、法第四十八条第六項各号の一に該当することを証する書面及び営業者に対する関係を証する書面を添えなければならない。
- 九 第十五条令第十四条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 学校教育法に基づく大学又は同法第四条第七項第二号の規定により大学若しくは大学院に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設であること。
- 二 别表第十四の上欄の学科ごとに同表の下欄に掲げる科目を一科目以上履修させ、その単位数の合計が二十二単位以上であること。
- 三 前号に掲げる科目及び別表第十五に掲げる科目を履修させ、その単位数の合計が四十単位以上であること。
- 四 原則として法別表の第二欄に掲げる機械器具を用いて授業を行うものであること。
- 五 第十五条令第十五条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 六 令第十五条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 七 令第十五条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 八 令第十五条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 九 令第十五条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 十 令第十五条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 十一 令第十五条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 十二 令第十五条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 十三 令第十五条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

九 教授用及び実習用の機械器具及び図書の目録

十 校地及び校舎の図面及び配置図

十一 学則

十二 その他参考となるべき事項

第五十二条 法第四十八条第六項第三号の養成施設の登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録養成施設（令第十六条に規定する登録養成施設をいう。以下同じ。）の名称、所在地及び長の氏名

前項の規定は、令第九条第一項第一号の養成施設の登録について準用する。

第五十三条 令第十六条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める事項は、第五十二条第一号から第三号まで、第五号から第八号まで、第九号（法別表の第二欄に掲げる機械器具に係るものに限る。）、第十号及び第十一号に掲げるものとする。

第五十四条 令第十九条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 登録の取消しを受けようとする理由
二 登録の取消しを受けようとする予定期日
三 在学中の生徒があるときは、その措置事項とする。

第五十五条 令第二十条第二号（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定めるものは、第五十二条第一号に掲げる事項とする。

第五十六条 法第四十八条第六項第四号の講習会の課程は、次に掲げる要件のすべてに適合するものでなければならない。

一 別表第十六の一の項に掲げる二の項から七の項までのいずれかに掲げる科目を教授し、その時間数が同表に掲げる時間数以上であること。

二 講師は、学校教育法に基づく大学において試験業務に従事している者又はこれらの者と同等の知識及び経験を有すると認められる者であること。

三 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令に基づく中等

学校を卒業した者又は第四十八条各号に掲げる者で、法第四十八条第一項の規定により製品衛生管理者を置かなければならぬ製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に二年以上従事した者であることを受講資格とするものであること。

四 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験を行ふものであること。

五 前項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める科目の受講を免除することができる。

一 学校教育法に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、別表第十六の一の項に掲げる科目と同等以上の科目を履修した者

二 登録講習会の修了者（別表第十六の一の項に掲げる科目及び同表の二の項又は三の項に掲げる科目の修了者にあっては、それぞれ同表の三の項に掲げる細菌学実習又は同表の二の項に掲げる細菌学実習又は同表の二の項に掲げる細菌学実習）

三 第五十六条に定めるところにより登録講習会を行ふこと。

四 受講資格者であることを確認すること。

五 受講者に對し、講習会の課程を修了した者に對し、講習会を修了証を交付すること。

六 第五十六条に定めるところにより登録講習会を行ふこと。

七 講習会の課程を修了した者に對し、講習会修了証を交付すること。

八 登録講習会の実施期間

一 登録講習会の実施者は、令第二十六条の規定により登録講習会の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項をその登録講習会の実施地の都道府県知事に届け出なければならない。

二 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

一 休止又は廃止の理由及びその予定期日
二 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

一 講習会の実施者の氏名及び住所（法人については、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
二 令第二十二条各号のいずれかに該当する事実の有無

一 実習を行ふ場所の名称及び所在地
二 実習を行ふ場所の名称及び所在地
三 法人にあつては、役員の氏名、住所及び略歴

一 講習会場の名称及び所在地
二 実習を行ふ場所の名称及び所在地
三 実習を行ふ場所の名称及び所在地

三 登録講習会の実施期間

四 受講者に對し、講習会の課程を修了した者に對し、講習会修了証を交付すること。

五 受講者に對し、講習会の課程を修了した者に對し、講習会修了証を交付すること。

六 第五十九条第一項第二号（法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項は、次のとおりとする。

一 受講者の履歴書、勤務した事業所との関係を証する書類その他の書類により、受講者が受講資格あることを確認すること。

二 講習会の課程を修了した者に對し、講習会修了証を交付すること。

三 第五十九条第一項第一項第一号（法第六十九条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

四 営業者は、法第五十一条第一項第二項（法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、前二項の基準に従い、次に定める

三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

五 営業者は、法第五十一条第一項第二号（法第六十九条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十九のとおりとする。

六 第六十一条第一項第二号（法第六十九条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項は、次のとおりとする。

一 登録講習会の実施者は、令第二十六条の規定により登録講習会の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項をその登録講習会の実施地の都道府県知事に届け出なければならない。

二 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

一 休止又は廃止の理由及びその予定期日
二 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

一 講習会の実施者の氏名及び住所（法人については、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
二 令第二十二条各号のいずれかに該当する事実の有無

一 実習を行ふ場所の名称及び所在地
二 実習を行ふ場所の名称及び所在地
三 実習を行ふ場所の名称及び所在地

第六十六条 令第三十三条第二項の規定により職員に携帯させる証明書は、様式第十三号によるものとする。

第五十九条 令第二十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 受講者の履歴書、勤務した事業所との関係を証する書類その他の書類により、受講者が受講資格あることを確認すること。

二 講習会の課程を修了した者に對し、講習会修了証を交付すること。

三 第五十九条第一項第一項第一号（法第六十九条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

四 営業者は、法第五十一条第一項第二号（法第六十九条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

五 営業者は、法第五十一条第一項第二号（法第六十九条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十九のとおりとする。

六 第六十一条第一項第二号（法第六十九条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項は、次のとおりとする。

一 食品衛生上の危害の発生の防止のため、施設の衛生管理及び食品又は添加物の取扱い等に關する計画（以下「衛生管理計画」といふ。）を作成し、食品又は添加物を取り扱う者及び関係者に周知徹底を図ること。

二 施設設備、機械器具の構造及び材質並びに食品の製造、加工、調理、運搬、貯蔵又は販売の工程を考慮し、これらの工程において公衆衛生上必要な措置を適切に行うための手順書（以下「手順書」という。）を必要に応じて作成すること。

三 衛生管理の実施状況を記録し、保存すること。なお、記録の保存期間は、取り扱う食品又は添加物が使用され、又は消費されるまでの期間を踏まえ、合理的に設定すること。

四 衛生管理計画及び手順書の効果を検証し、必要に応じてその内容を見直すこと。

五 次に定める営業者にあつては、前項第一号中「作成し」を「必要に応じて作成し」と、同項第三号中「記録し、保存すること。」を「必要に応じて記録し、保存すること。」と読み替えて適用する。

一 食品又は添加物の輸入をする営業を行なう者、国若しくは都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区において食品衛生行政若しくは食品衛生に関する試験業務に従事している者又はこれらの者と同等の知識及び経験を有すると認められる者であること。

二 受講者の氏名及び履歴

三 講習会修了証を受領した者の氏名、生年月日、住所並びに勤務する事業所の名称及び所在地

三 第五十九条第一項第一項第一号（法第六十九条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

四 講習会の実施者は、令第二十七条第二項第三号の厚生労働省令で定める電磁的方法について準用する。

五 第六十四条第四十五条の規定は、令第二十七条第二項第四号の厚生労働省令で定める電磁的方法について準用する。

六 第六十五条令第三十三条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 受講者の氏名及び履歴

二 受講者数

三 講習会修了証を受領した者の氏名、生年月日、住所並びに勤務する事業所の名称及び所在地

三 第五十九条第一項第一項第一号（法第六十九条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

四 第五十九条第一項第一項第一号（法第六十九条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十九のとおりとする。

生上の危害の発生のおそれのないものの販売をする営業を行なう者

第六十六条の三 令第三十四条の二第二号の厚生労働省令で定める営業者は、次のとおりとする。

一 器具又は容器包装が適切に製造されるる。

二 器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業を行なう者

一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業を行なう者、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は菓子を客に飲食させる営業をいう。）を行う者及び法第六十八条第三項に規定する学校、病院その他の施設における当該施設の設置者又は管理者を含む。

二 令第三十五条第二号に規定する調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業を行う者

三 令第三十五条第十一号に規定する菓子製造業のうち、パン（比較的の短期間に消費されるものに限る。）を製造する営業を行う者

四 令第三十五条第二十五号に規定するそぞい製造業を行う者

五 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業を行う者（第一号又は第二号に規定する営業を行なう者を除く。）

六 労働省令で定める営業者は次のとおりとする。

一 食品を分割し、容器包装に入れ、又は容器包装で包み販売する営業を行う者

二 前号に掲げる営業者のほか、食品を製造し、加工し、貯蔵し、販売し、又は処理する営業を行う者のうち、食品の取扱いに従事する者の数が五十人未満である事業場（以下この号において「小規模事業場」という。）を有する営業者。ただし、当該営業者が、食品の取扱いに従事する者の数が五十人以上である事業場（以下この号において「大規模事業場」という。）を有するときは、法第五十一条第一項第二号に規定する取り扱う食品の特性に応じた取組に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、当該営業者が有する小規模事業場についてのみ適用し、当該営業者が有する大規模事業場については、適用しないものとする。

第六十六条の五 法第五十二条第一項第一号に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は次のとおりとする。

一 器具又は容器包装が適切に製造されるるよ

う、必要な人員を配置し、作業内容を設定し、及び施設設備等を維持すること。

二 器具又は容器包装の製造に従事する人員（以下この条及び次条において「作業従事者」とい

う。）の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、作業従事者

に作業手順及び衛生管理に必要な事項を理解させ、それらに従い作業を実施させること。

三 施設又は作業区域は、器具又は容器包装の使用方法等を踏まえ、必要に応じて粉じんや埃等の混入による汚染が防止できる構造とし、清潔な状態を維持すること。

四 清潔な作業環境を維持するため、施設の清掃及び保守点検並びに廃棄物の処理を適切に実施すること。

五 器具又は容器包装の製造の管理をする者及び作業従事者の教育訓練を実施し、食品衛生上の危害の発生の防止に必要な情報及び取組を関係者間において共有すること。

六 作業手順を作成し、衛生管理に必要な事項を定め、及びそれらの取組内容の結果を記録すること。

七 器具又は容器包装の原材料の購入、使用及び廃棄並びに器具又は容器包装の製造、貯蔵、出荷及び廃棄に係る記録を作成し、当該器具が使用される期間又は当該容器包装に入れる、若しくは包まれた食品若しくは添加物が消費されるまでの期間を踏まえて保存すること。

八 製造に使用した原材料及び製造した器具又は容器包装の一部を必要に応じて保存すること。

九 令第一条で定める材質の原材料が使用された器具又は容器包装を販売し、又は販売の用に供するため製造し、若しくは輸入する者は、法第五十三条第一項の規定による器具又は容器包装の販売の相手方に対する説明について、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一 説明の対象となる器具又は容器包装を特定し、それが法第五十三条第一項第一号又は同項第二号のいずれかに該当することが確認できる情報を伝達すること。

二 前号に規定する情報の伝達を実施するための体制を整え、前号の情報に変更があつた場合は、当該情報を速やかに伝達すること。

三 設計された製品が法第十八条第三項の規定に適合すること及びその製造工程が同条第一項の規格又は基準に適合していることを確認すること。

四 必要に応じて食品衛生上の危害の発生又は

危害が発生するおそれを予防するための措置を分析し、管理が必要な要因を特定すること。

四 前号の管理が必要な要因については、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な製造及び管理の水準（以下「管理水準」という。）及び管理方法を定め、適切に管理すること。

五 原材料及び器具又は容器包装が適切な管理水準を満たすことを確認すること。

六 適切な管理水準を満たさない原材料又は器具若しくは容器包装、回収した器具又は容器包装その他の食品衛生上の危害が発生するおそれのある器具又は容器包装については、その対応方法をあらかじめ定めておくこと。

七 適切な管理水準を満たさない原材料又は器具若しくは容器包装、回収した器具又は容器包装その他の食品衛生上の危害が発生するおそれのある器具又は容器包装については、前号の規定により定められた方法に従い対応すること。

八 製造に使用した原材料及び製造した器具又は容器包装の一部を必要に応じて保存すること。

九 同条各号に掲げる営業ごとの事項については別表第二十、法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準にあつては別表第十九及び別表第二十の基準に加え、別表第二十一のとおりとする。

一 競り売り

二 入札による取引

三 相対による取引

四 令第三十五条第三十号の厚生労働省令で定める食品は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）第二条第十三項に規定する乳製品（同

条第二十一項に規定するアイスクリーム類を除く。）及び同条第四十一項に規定する乳酸菌飲料のうち、無脂乳固形分三・〇%未満を含むものとする。

五 令第三十五条第三十号の厚生労働省令で定める食品は、玄米、精米、麦類、そばの実、コーヒー生豆、焙煎コーヒー豆、茶、焙煎麦、茶の代用品（乾燥品に限る。）、乾燥きのこ類、乾燥雜穀類、乾燥種実類、乾燥豆類、はちみつ、干しいも、落花生（生鮮のもの及びゆでたものを除く。）、乾燥海藻類、節類、削節類、液糖、加工ごま類、乾燥くずきり、乾燥スープ類、乾燥スパイス類、乾燥タピオカ、乾燥ハーブ類、乾燥パン粉、塩、ゼラチン、調理ルウ類、焼ぶ、顆粒状又は粉末状の食品、顆粒状又は粉末状の食品を圧縮成形した食品及び顆粒状又は粉末状の食品をカプセルに入れた食品並びにこれらの食品を混合した食品並びに食酢とする。

六 令第三十五条第三十号の厚生労働省令で定める食品は、玄米、精米、麦類、そばの実、コーヒー生豆、焙煎コーヒー豆、茶、焙煎麦、茶の代用品（乾燥品に限る。）、乾燥きのこ類、乾燥雜穀類、乾燥種実類、乾燥豆類、はちみつ、干しいも、落花生（生鮮のもの及びゆでたものを除く。）、乾燥海藻類、節類、削節類、液糖、加工ごま類、乾燥くずきり、乾燥ス

ープ類、乾燥スパイス類、乾燥タピオカ、乾燥ハーブ類、乾燥パン粉、塩、ゼラチン、調理ルウ類、焼ぶ、顆粒状又は粉末状の食品、顆粒状又は粉末状の食品を圧縮成形した食品及び顆粒状又は粉末状の食品をカプセルに入れた食品並びにこれらの食品を混合した食品並びに食酢とする。

七 申請者の氏名（ふりがなを付す。）、生年月日及び住所（法人にあつては、その名称（ふ

第六十六条の七 法第五十四条に規定する厚生労働省令で定める基準は、令第三十五条各号に掲げる営業（同条第二号及び第六号に掲げる営業を除く。）に共通する事項については別表第十

九、同条各号に掲げる営業ごとの事項については別表第二十、法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準にあつては別表第十九及び別表第二十の基準に加え、別表第二十一のとおりとする。

一 令第三十五条第五号の厚生労働省令で定める取引の方法は、次のとおりとする。

二 別表第二十一のとおりとする。

三 同条各号に掲げる営業ごとの事項については別表第二十、法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準にあつては別表第十九及び別表第二十の基準に加え、別表第二十一のとおりとする。

が生じた場合には、次に掲げる事項を記載した届出書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。

一 届出者の氏名(ふりがなを付す)。及び住

所（法人にあつては、名称（ふりがなを付す。）、所在地及び代表者の氏名（ふりがなを付す。）

二 施設の住所（自動車において営業をする場合にあつては、当該自動車の自動車登録番

号) 及び名称、屋号又は商号(ふりがなを付

三 す。) 築業年月日

四三 廃業年月日 許可営業者にあつては、施設の許可の番号

及び当該許可を受けた年月日
第 二 頁 三 三

第九章 雜則

第一項において準用する場合を含む。以下同

じ。の規定による医師の届出は、次の事項につき、文書、電話又は口頭により二十四時間以

内に行わなければならぬ。

二 医師の住所及び氏名
中毒患者告げは二の隠れのうる者又は花

二 中毒患者若しくはその疑いのある者は死
者（以下「患者等」という。）の所在地、氏

名及び年齢

三 食中毒（食品添加物器具容器包装又は第七十八条各号に掲げるおもちゃ等）

び第七十四条第一項第三号において「食品

等」という。に起因した中毒をいう。以下同じ。の原因

四 発病年月日及び時刻

五 診断又は検案年月日及び時刻
第七十三条 法第六十三条第二項（法第六十八条）

第一項において準用する場合を含む。以下同

じ。) の厚生労働省令で定める数は、五十人と

する
法第六十三条第三項の厚生労働省令で定める

ときは、次のとおりとする。

一 当該中毒により死者又は重篤な患者が発生したとき

二、当該中毒が輸入された食品等に起因し、又

三 は起因すると疑われるとき
当該中毒が別表第二十二に掲げる病原物質

三　三語の意味が別表第二一二に掲げる原因物質に起因し、又は起因すると疑われるとき

五 県はわたるとき
五 当該中毒の発生の状況等からみて、中毒の

原因の調査が困難であるとき

六	当該中毒の発生の状況等からみて、法第五十九条から第六十一条までの規定による処分（以下「処分」という。）を行うこと又はその内容の適否を判断することが困難であるときで定める事項は、次に掲げる事項とする。
一	患者等の所在地及び法第六十三条第一項の規定による届出の年月日
二	患者等の数及び症状
三	中毒の原因となり、又はその疑いのある食品等（以下「原因食品等」という。）及びその特定の理由
四	中毒の原因となり、又はその疑いのある病因物質及びその特定の理由
五	中毒の原因となり、又はその疑いのある営業施設の他の施設（以下「原因施設」という。）及びその特定の理由
六	前各号に掲げるもののほか、中毒の原因の調査又は処分を行ふに当たり重要と認められる事項
第七十五条	令第三十七条第三項の規定による報告書は、次の各号に掲げる食中毒事件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める報告書とする。 一 法第六十三条第三項の規定により都道府県知事が厚生労働大臣に直ちに報告を行つた食中毒事件 様式第十四号による食中毒事件報告票及び食中毒事件詳報 二 前号に掲げる食中毒事件以外の食中毒事件 様式第十四号による食中毒事件報告票 前項第一号に規定する食中毒事件詳報には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 食中毒発生の概要に関する次に掲げる事項 イ 発生年月日 ロ 発生場所 ニ ハ 原因食品等を摂取した者の数 ト 死者数 ト 患者数 ト 原因食品等 二 食中毒発生の情報の把握に関する事項 三 患者及び死者の状況に関する次に掲げる事項 イ 患者及び死者の性別及び年齢別の数 ロ 患者及び死者の発生日時別の数 ハ 原因食品等を摂取した者の数のうち患者及び死者となつた者の数の割合

二 患者及び死者の原因食品等の摂取から発病までに要した時間の状況

三 患者及び死者の症状及び症状別の数

四 原因食品等及びその汚染経路に関する次に掲げる事項

イ 原因食品等を特定するまでの経過及び特定の理由

ロ 原因施設の給排水の状況その他の衛生状況

イ 原因施設の従業員の健康状態

ロ 原因食品等の汚染経路

五 原因施設に関する事項

六 病因物質に関する事項

イ 微生物学的若しくは理化学的試験又は動物を用いる試験による調査結果

ロ 病因物質を特定するまでの経過及び特定の理由

七 都道府県知事等が講じた处分その他の措置の内容

一 法第六十三条第三項の規定により都道府県知事等が厚生労働大臣に直ちに報告を行つた食中毒事件食中毒事件調査結果報告書及び食中毒事件調査結果詳報

二 前号に掲げる食中毒事件以外の食中毒事件食中毒事件調査結果報告書

前項各号の食中毒事件調査結果報告書は、様式第十五号により作成するものとする。

第一項各号の食中毒事件調査結果詳報は、月ごとに、その月に受理した前条第一項各号の食中毒事件票を添付して、その翌月十日までに、提出しなければならない。

第一項第一号の食中毒事件調査結果詳報は、前条第二項各号に掲げる事項を記載して作成するものとする。

第一項第一号の食中毒事件調査結果詳報は、令第三十七条第三項の規定により前条第一項第一号の食中毒事件詳報を受理した後直ちに作成し、提出しなければならない。

第七十七条 法第六十五条の厚生労働省令で定める数は、五百人とする。

第七十八条 法第六十八条第一項に規定するおもちゃは、次のとおりとする。

一 乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ

二 アクセサリーがん具（乳幼児がアクセサリーとして用いるがん具をいう。）、うつし絵、起き上がり、おめん、折り紙、がらがら、知育がん具（口に接触する可能性があるものに限り、この号に掲げるものを除く。）、つみき、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具、風船、プロツクがん具、ボーリル、ままごと用具

三 前号のおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ

第七十九条 法第八十条第一項及び令第四十一条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

一 法第四十一条に規定する権限

二 法第四十二条に規定する権限

三 法第四十六条第二項に規定する権限

四 法第四十七条第一項に規定する権限

附則抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十条の規定は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二条 従前の規定による食品衛生監視員の試験に合格した者は、これを第十七条第五号の規定による厚生大臣の行う食品衛生監視員の資格試験に合格したものとみなす。

附則（昭和二十五年四月一日厚生省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。但し、第十九条の改正規定については、昭和二十五年七月一日から施行する。

附則（昭和二十五年六月二日厚生省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十五年一〇月一六日厚生省令第五八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二七年二月二日厚生省令第六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。但し、第六条中輸入品に関する部分は、昭和二十七年五月一日から施行する。

附則（昭和二七年八月三〇日厚生省令第三七号）抄

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年七月三十一日から適用する。

附則（昭和二八年八月一〇日厚生省令第三二号）

この省令は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則

(昭和二十八年九月二十八日厚生省令第四五号)

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十一年九月一日から適用する。
- 2 食品衛生監視員資格試験規則（昭和二十三年厚生省令第五十二号）は、廃止する。

附 則

(昭和二十八年二月二十八日厚生省令第七〇号)

この省令は、昭和二十九年一月一日から施行する。

附 則

(昭和三一年九月二二日厚生省令第三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和三一年一二月一九日厚生省令第五六号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和三一年七月三一日厚生省令第三三号)

この省令中、第十一條、第十二條、第二十一条、第二十二条、第二十六條、様式第一号、様式第二号（同様式を様式第四号とする部分以外の部分に限る）及び別表第二の改正規定は昭和三十二年八月一日から、第五条から第九条まで、第十八条の一（別表第三に関する部分に限る）及び第十九条の改正規定並びに別表第二の次に三表を加える規定は昭和三十三年一月一日から、その他の改正規定は昭和三十二年十月一日から施行する。

附 則

(昭和三一年一月二〇日厚生省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和三三年六月三〇日厚生省令第一七号)抄

この省令中第一条及び附則第二項から第六項までの規定は公布の日から、第二条並びに附則第七項及び第八項の規定は昭和三十三年十月一日から施行する。

- 1 (施行期日) この省令中第一条及び附則第二項から第六項までの規定は公布の日から、第二条並びに附則第七項及び第八項の規定は昭和三十三年十月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和三四年一二月二八日厚生省令第三七号)抄

この省令は、昭和四十年十月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中「十八 イソチオシアン酸アリル（揮発ガイシ油）」「二十二 エチルバニリン（エチルワニリン）」「四十九ケイ皮アルデヒド」「五十六 醋酸エチル」「六十八 シトラール」「一百五十六 バニリン（ワニリン）」「百八十三 ベンジルアルコール」、「百八十四 ベンズアルデヒド」「三百d1-メントール（d1-ハツカ脳）」及び「三百一 1-メントール（ハツカ脳）」に関する部分については昭和三十六年一月一日から施行する。

2 附 則 (昭和四〇年一二月二三日厚生省令第五二号)

この省令は、公布の日から施行する。

- 1 附 則 (昭和三五年九月一〇日厚生省令第二七号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

- 1 附 則 (昭和三六年六月一六日厚生省令第二六号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

- 1 附 則 (昭和三七年五月二六日厚生省令第二三号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

- 1 附 則 (昭和三七年一二月二十五日厚生省令第五四号)抄

この省令は、昭和三十八年一月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和三八年七月二六日厚生省令第三二号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

- 1 附 則 (昭和三八年七月二六日厚生省令第三四号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

- 1 附 則 (昭和三九年六月一一日厚生省令第二六号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

- 1 附 則 (昭和三九年七月一五日厚生省令第四号)抄

この省令は、昭和四十年一月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和三九年六月一一日厚生省令第一号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

- 1 附 則 (昭和三三年六月三〇日厚生省令第一七号)抄

この省令中第一項から第六項までの規定は公布の日から、第二条並びに附則第七項及び第八項の規定は昭和三十三年十月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和三四年一二月二八日厚生省令第一七号)抄

この省令は、昭和四十年十月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四〇年四月一一日厚生省令第二〇号)抄

この省令は、昭和四十年十月一日から施行する。

三 附 則 (昭和四〇年七月五日厚生省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条、様式第一号並びに別表第二百五十一号及び第一百五十二号の改正規定並びに別表第五の改正規定中ニトロフリルアクリル酸アミドに係る部分は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五五年一月一四日厚生省令第五二号)

この省令は、昭和四十五年三月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五五年五月二九日厚生省令第二号)抄

この省令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五五年五月二九日厚生省令第二二号)抄

この省令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五五年五月二九日厚生省令第一号)抄

この省令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五五年五月二九日厚生省令第一二号)抄

この省令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五六年三月二三日厚生省令第四号)抄

この省令中別表第二第六十九号の二及び別表第二百四十六号の二の改正規定は公布の日から、その他の規定は昭和四十六年九月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五六年三月二三日厚生省令第六号)抄

この省令は、昭和四十六年六月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五六年三月二三日厚生省令第一三号)抄

この省令は、昭和四十七年七月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五七年四月一七日厚生省令第四号)抄

この省令は、昭和四十六年六月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五七年四月一七日厚生省令第一三号)抄

この省令は、昭和四十七年七月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五七年八月八日厚生省令第四号)抄

この省令は、昭和四十八年一月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五七年八月八日厚生省令第一三号)抄

この省令は、昭和四十七年七月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五七年八月八日厚生省令第四七号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五七年八月八日厚生省令第五四号)抄

この省令は、昭和四十八年六月十三日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五七年八月八日厚生省令第五六号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五七年八月八日厚生省令第五六号)抄

び第七号の改正規定は、昭和四十五年一月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五四年一月五日厚生省令第三二号)抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条、様式第一号並びに別表第二百五十一号及び第一百五十二号の改正規定並びに別表第五の改正規定中ニトロフリルアクリル酸アミドに係る部分は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五五年一月一四日厚生省令第五二号)

この省令は、昭和四十五年三月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五五年五月二九日厚生省令第一号)抄

この省令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五五年五月二九日厚生省令第一二号)抄

この省令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五六年三月二三日厚生省令第四号)抄

この省令中別表第二第六十九号の二及び別表第二百四十六号の二の改正規定は公布の日から、その他の規定は昭和四十六年九月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五六年三月二三日厚生省令第六号)抄

この省令は、昭和四十六年六月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五六年三月二三日厚生省令第一三号)抄

この省令は、昭和四十六年六月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五七年四月一七日厚生省令第四号)抄

この省令は、昭和四十七年七月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五七年四月一七日厚生省令第一三号)抄

この省令は、昭和四十七年七月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五七年八月八日厚生省令第四号)抄

この省令は、昭和四十八年一月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五七年八月八日厚生省令第一三号)抄

この省令は、昭和四十八年一月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五七年八月八日厚生省令第四七号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五七年八月八日厚生省令第五四号)抄

この省令は、昭和四十八年六月十三日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五七年八月八日厚生省令第五六号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

- 1 附 則 (昭和四五七年八月八日厚生省令第五六号)抄

3	この省令の施行の際現にある旧様式による証票については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	附 則 (平成一五年六月二六日厚生労働省令第一二〇号)
1	この省令は、平成十四年四月一日から施行する。	附 則 (平成一三年一〇月四日厚生労働省令第二〇七号) 抄
2	(施行期日)	省令第五一号 抄
1	この省令は、平成十四年四月一日から施行する。	附 則 (平成一四年三月一八日厚生労働省令第二〇七号) 抄
2	(施行期日)	省令第五一号 抄
1	この省令は、平成十四年四月一日から施行する。	附 則 (平成一四年三月一八日厚生労働省令第二〇七号) 抄
2	平成十四年十二月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入されるこの省令による改正後の食品衛生法施行規則別表第五の三ばれいしよの項の下欄に掲げる加工食品(当該加工食品を原材料とするものを含む。)に係る表示については、なお従前の例によることができる。	附 則 (平成一四年六月一〇日厚生労働省令第七五号) 抄
1	この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一四年七月一日厚生労働省令第八九号) 抄
2	(施行期日)	省令第一三三号 抄
1	この省令は、法の施行の日(平成十四年七月四日)から施行する。	附 則 (平成一四年八月一日厚生労働省令第一〇一号) 抄
2	この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一四年九月六日厚生労働省令第一一八号) 抄
1	この省令は、食品衛生法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百四号)の施行の日(平成十四年九月七日)から施行する。	附 則 (平成一五年二月三日厚生労働省令第七号) 抄
2	(施行期日)	省令第七号 抄
1	この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。	附 則 (平成一五年四月三〇日厚生労働省令第八六号) 抄
2	(施行期日)	省令第八六号 抄
1	この省令は、健康増進法の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十六号)の一部の施行の日(平成十五年八月二十九日)から施行する。	附 則 (平成一六年二月二九日厚生労働省令第一一八号) 抄
2	(施行期日)	省令第一一八号 抄
1	この省令は、健康増進法の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十六号)の一部の施行の日(平成十五年八月二十九日)から施行する。	附 則 (平成一六年三月三一日厚生労働省令第七八号) 抄
2	(施行期日)	省令第七八号 抄
1	この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十七条の二第二項の規定により作成された食品衛生監視票の同条第三項の規定による保存については、なお従前の例によるものとみなす)による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。	附 則 (平成一七年三月二二日厚生労働省令第二五号) 抄
2	(経過措置)	省令第二五号 抄
1	この省令の施行前にこの省令による改正前の規定により作成された食品衛生監視票の同条第三項の規定による保存については、なお従前の例によるものとみなす。	附 則 (平成一七年三月七日厚生労働省令第三四号) 抄
2	(施行期日)	省令第三四号 抄
1	この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。	附 則 (平成一七年三月七日厚生労働省令第二〇号) 抄
2	(施行期日)	省令第二〇号 抄
1	この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一七年七月三一일厚生労働省令第一〇八号) 抄
2	(施行期日)	省令第一〇八号 抄

3. 製造者は、甲号(乙二九二)に記載の通りに申請をし、所長は「甲」(乙二九三)に書いたものとする。この場合は、小封は甲(乙二九三)に記載をもつて、所長は「乙」(丙二九四)に書いたものとする。

4. 製造者は、甲(乙二九三)に記載をもつて、所長は「乙」(丙二九四)に記載をもつて、製造者が開封する。

**様式第二号から様式第四号まで
(第三十八条関係)**

削除

様式第五号(第三十九条関係)	
届入 印	登録申請書
年月日	
厚生労働大臣 構	
所在地 名 称	
代表者の氏名	
第22条第1項 第22条第2項 第22条第3項 第22条第4項	
食品衛生法 第20条各号の登録検査機関の登録を受けたいので、同法第20条の規定により次の方をお申請します。	
1. 製品検査の実施 2. 製品検査を行う事業者の名前及び所在地	
1. 製品の大きさは、A4判とすること。 2. 製品検査の場合は、先に衛生行政部の機関に掲げる製品検査の規則を記入すること。 3. 第20条各号に掲げる書類を添付すること。 4. 収入印附は、済用をしないこと。	

様式第六号 (第三十九条関係)

様式第六号(第三十九条関係)	
届入 印	登録更新申請書
年月日	
厚生労働大臣 構	
所在地 名 称	
代表者の氏名	
第22条第1項 第22条第2項 第22条第3項 第22条第4項	
食品衛生法 第20条各号の登録検査機関の登録の更新を受けたいので、同法第24条の規定により次の方をお申請します。	
1. 製品検査の実施 2. 製品検査を行う事業者の名前及び所在地	
1. 製品の大きさは、A4判とすること。 2. 製品検査を行う事業者の名前及び所在地 3. 第20条各号に掲げる書類を添付すること。 4. 収入印附は、済用をしないこと。	

様式第七号 (第四十一条関係)

様式第七号(第四十一条関係)	
届入 印	登録 更新 申請書
年月日	
厚生労働大臣 構	
所在地 名 称	
代表者の氏名	
第22条第1項 第22条第2項 第22条第3項 第22条第4項	
食品衛生法 第20条各号の登録を受けたいので、同法第20条の規定により次の方だけ提出します。	
1. 保証人 乙二九三に記載の者及び所在地 2. 保証人のの出生及び性別 3. 保証人のの子姓及び性別 4. 保証人のの配偶者 3. 保証人 乙二九三に記載の者及び所在地 4. 保証人のの出生及び性別 5. 保証人のの子姓及び性別 6. 保証人のの配偶者 1. 用紙の大きさは、A4判とすること。 2. 更新届にあっては、1次だけ、更正欄及び変更箇所を対照して記載すること。	

株式第八号（第四十一条関係）

株式第八号（第四十一条関係）
登録事項変更届
年月日
所在地
代表者の氏名
次の事項の変更について、食品衛生法第36条第2項の規定により届け出ます。
1. 变更の内容
2. 变更の年月日
備考
1. 用紙の大きさは、A4判とすること。
2. 変更の内容については、変更前及び変更後を列挙して記載すること。

株式第九号（第四十二条関係）

株式第九号（第四十二条関係）
新規種別認可申請書
年月日
所在地
代表者の氏名
新規種別の認可を受けたいので、食品衛生法第36条第2項の規定により別添のとおり申請
します。
備考 用紙の大きさは、A4判とすること。

株式第十号（第四十二条関係）

株式第十号（第四十二条関係）
新規種別変更認可申請書
年月日
所在地
代表者の氏名
新規種別の変更の認可を受けたいので、食品衛生法第36条第2項の規定により別添のとおり申請
します。
1. 变更の内容
2. 变更の年月日
備考
1. 用紙の大きさは、A4判とすること。
2. 既に、変更前及び変更後を列挙して記載すること。

株式第十一号（第四十三条関係）

株式第十一号（第四十三条関係）
新規休止認可申請書
年月日
所在地
代表者の氏名
新規休止の申請の全般の休止の認可を受けたいので、食品衛生法第36条の規定による
次に示すのとおり申請します。
1. 休止： しそうとうの新規休止の申請の範囲
2. 休止の年月日
3. 休止の期間
4. 休止の理由
備考 用紙の大きさは、A4判とすること。

様式第十二号（第四十七条関係）

様式第十三号（第六十六条関係）

様式第十三号(第六十六条関係)	
12cm	
第 序	写 真
食品衛生法施行令第三十二条第一項の規定による登録等を行う職員の記入	
氏名	官職名
生年月日	
発行年月日	
所轄庁	
	

この証明書を発行する者は、食品安全法施行令により立入検査人は質問をする職権を行ふものと規定され、その問合文は、次のようにあります。

食品衛生法施行令 第二十九条 三 都道府県等は、法及びこの政令の施行に必要な限度において、その職員は、皇室御用供の実業者の事業所を立ち入り、事業所の状況又は被従事者等の他の物を査証することができる。

前項の規定により立入検査を受ける者は、その身分を示す証明書を携帯し、問合せ者に提示しなければならない。

様式第十四号（第七十五条関係）

樣式第十五号（第七十六条關係）

別表第一（第十二条関係）

別表第一（第十二条関係）	三十六 アルギン酸アノニウム アルギン酸カリウム
一 亜鉛塩類（グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。）	三十七 アルギン酸カルシウム アルギン酸カルシウム
二 亜塩素酸水	三十八 アルギン酸ナトリウム アルギン酸ナトリウム
三 亜塩素酸ナトリウム	三十九 アルギン酸プロピレングリコールエス
四 亜硝酸ナトリウム	四十 テルアルゴン アンモニア
五 亜硝酸ナトリウム	四十一 安息香酸 イオノン（別名ヨノン）
六 亜硝酸ナトリウム	四十二 安息香酸ナトリウム イオノン交換樹脂
七 亜硝酸ナトリウム	四十三 安息香酸ナトリウム イオン交換樹脂
八 亜硝酸ナトリウム	四十四 アントラニル酸メチル（別名アンスラニル酸メチル）
九 亜塩素酸水	四十五 アンモニア アンモニウムイソバレート
十 亜硝酸ナトリウム	四十六 アンモニウムイソバレート イソオイゲノール
十一 亜硝酸ナトリウム	四十七 アントラニル酸メチル（別名アンスラニル酸メチル）
タミンCナトリウム	四十八 イオノン交換樹脂
十二 亜硝酸ナトリウム	四十九 アンモニア イソアミルアルコール
十三 亜硝酸ナトリウム	五十 アンモニア イソオイゲノール
十四 亜硝酸ナトリウム	五十一 イソ吉草酸イソアミル
十五 亜硝酸ナトリウム	五十二 イソ吉草酸エチル
十六 亜硝酸ナトリウム	五十三 イソキノリン イソチオシアネート類（毒性が激しいと一般に認められるものを除く。）
アセムK)	五十四 イソチオシアネート類（毒性が激しいと一般に認められるものを除く。）
アセスルファムカリウム（別名アセスル	五十五 イソチオシアヌ酸アリル（別名揮発ガ
アセムK）	五十六 イソバレルアルデヒド イソブタノール
アセスルファムカリウム（別名アセスル	五十七 イソブタノール
アセムK）	五十八 イソブチルアミン
アセトアルデヒド	五十九 イソブチルアルデヒド（別名イソブタ
アセト酢酸エチル	ナル）
アセトフェノン	六十 イソブロパノール
アセトン	六十一 イソブロピルアミン
アゼレイン酸ナトリウム	六十二 イソベンチルアミン
アズキシストロビン	六十三 レイソロイシン
アドバンテーム	六十四 5-イノシン酸二ナトリウム（別名
アニスアルデヒド（別名バラメトキシベンズアルデヒド）	5-イノシン酸ナトリウム）
アーバー8-カロテナール	六十五 イマザリル
アーバー3-カルボキシプロピル	六十六 インドール及びその誘導体
ジメチルスルホニウム塩化物	六十七 5-ウリジル酸二ナトリウム（別名
アミルアルコール	5-ウリジル酸ナトリウム）
アミルシナムアルデヒド（別名	六十八 マーウンデカラクトン（別名ウンデカルクトン）
DL-アラニン	六十九 エステルガム
アラニンモニウム水	七十 エステル類
アラニンモニウム（別名アラニンモニウム水	七十一 2-エチル-3-5-ジメチルピラジン及び2-エチル-3-6-ジメチルピラジ
アラニンモニウムの混合物	ンの混合物

七十二	エチルバニリン (別名エチルワニリ ン)
七十三	2-エチルピラジン
七十四	3-エチルピリジン
七十五	2-エチル-3-メチルピラジン
七十六	2-エチル-5-メチルピラジン
七十七	2-エチル-6-メチルピラジン
七十八	5-エチル-2-メチルピリジン
七十九	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二 ナトリウム (別名EDTAカルシウム二ナト リウム)
八十	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム (別名EDTA二ナトリウム)
八十一	エーテル類
八十二	エリソルビン酸 (別名イソアスコルビ ン酸)
八十三	エリソルビン酸ナトリウム (別名イソ アスコルビン酸ナトリウム)
八十四	エルゴカルシフエロール (別名カルシ フェロール又はビタミンD ₂)
八十五	塩化アンモニウム
八十六	塩化カリウム
八十七	塩化カルシウム
八十八	塩化第二鉄
八十九	塩化マグネシウム
九十	塩酸
九十一	オイゲノール
九十二	オクタナール (別名オクチルアルデヒ ド又はカブリルアルデヒド)
九十三	オクタン酸
九十四	オクタン酸エチル (別名カブリル酸エ チル)
九十五	オクテニルコハク酸デンプンナトリ ウム
九十六	オルフトエニルフェノール及びオルト フェニルフェノールナトリウム
九十七	オレイン酸ナトリウム
九十八	過酢酸
九十九	過酸化水素
百	過酸化ベンゾイル
百一	カゼイントリウム
百二	過硫酸アンモニウム
百三	カルボキシメチルセルロースカルシウム (別名繊維素グリコール酸カルシウム)
百四	カルボキシメチルセルロースナトリウム (別名繊維素グリコール酸ナトリウム)
百五	ケイ皮酸メチル

百五	α-カロテン (別名β-カロチン)
百六	カンタキサンチン
百七	ギ酸イソアミル
百八	ギ酸グラニル
百九	ギ酸シトロネリル
百十	ギシリトール (別名ギシリット)
百十一	キチングルカン
百十二	5-アグアニル酸二ナトリウム (別名 5-アグアニル酸ナトリウム)
百十三	クエン酸
百十四	クエン酸イソプロピル
百十五	クエン酸三エチル
百十六	クエン酸一カリウム及びクエン酸三カ リウム
百十七	クエン酸カルシウム
百十八	クエン酸第一鉄ナトリウム (別名クエ ン酸鉄ナトリウム)
百十九	クエン酸鉄
百二十	クエン酸鉄アンモニウム
百二十一	クエン酸三ナトリウム (別名クエン 酸ナトリウム)
百二十二	グリシン
百二十三	グリセリン (別名グリセロール)
百二十四	グリセリン脂肪酸エステル
百二十五	グリセロリン酸カルシウム
百二十六	グリチルリチン酸二ナトリウム
百二十七	グルコノデルタラクトン (別名グル コノラクトン)
百二十八	グルコン酸
百二十九	グルコン酸カリウム
百三十	グルコン酸カルシウム
百三十一	グルコン酸第二鉄 (別名グルコン酸 鉄)
百三十二	グルコン酸ナトリウム
百三十三	グルタミルバリルグリシン
百三十四	L-グルタミン酸
百三十五	L-グルタミン酸アノニモニウム
百三十六	L-グルタミン酸カリウム
百三十七	L-グルタミン酸カルシウム
百三十八	L-グルタミン酸ナトリウム (別名 グルタミン酸ソーダ)
百三十九	L-グルタミン酸マグネシウム (別名ケイ皮酸)
百四十	ケイ皮酸カルシウム
百四十一	ケイ酸マグネシウム
百四十二	ケイ皮酸
百四十三	ケイ皮酸エチル

百四十五	ケトン類
百四十六	グラニオール
百四十七	高度サラシ粉
百四十八	コハク酸
百四十九	コハク酸二ナトリウム
百五十	コハク酸二ナトリウム
百五十一	コレカルシフェロール (別名ビタ ミンD ₃)
百五十二	コンドロイチン硫酸ナトリウム
百五十三	酢酸イソアミル
百五十四	酢酸エチル
百五十五	酢酸カルシウム
百五十六	酢酸ゲラニル
百五十七	酢酸シクロヘキシル
百五十八	酢酸シトロネリル
百五十九	酢酸テルペニル
百六十	酢酸デンプン
百六十一	酢酸ナトリウム
百六十二	酢酸ビニル樹脂
百六十三	酢酸フェニル樹脂
百六十四	酢酸エチル (別名酢酸フェニル)
百六十五	酢酸ブチル
百六十六	酢酸ベンジル
百六十七	酢酸1-メンチル (別名1-酢酸メ チル)
百六十八	酢酸リナリル
百六十九	サツカリ
百七十	サツカリ
百七十一	サツカリ
百七十二	サリチル酸メチル
百七十三	酸化カルシウム
百七十四	酸化デンプン
百七十五	酸化マグネシウム
百七十六	三三酸化鉄 (別名三酸化二鉄又はベ ンガラ)
百七十七	次亜塩素酸水
百七十八	次亜塩素酸ナトリウム (別名次亜塩 素酸ソーダ)
百七十九	次亜臭素酸水
百八十	次亜硫酸ナトリウム (別名ハイドロ ルファイト)
百八十一	2-ジエチルピラジン
百八十二	2-3-ジエチル-5-メチルピラ ジン

百八十三	シクロヘキシリルプロピオン酸アリル
百八十四	L-シスステイン塩酸塩
百八十五	5-シチジル酸二ナトリウム (別 名5-シチジル酸ナトリウム)
百八十六	シトロネロール
百八十七	シトロネラール
百八十八	シトロネロール (別名ユーカリ プトール)
百八十九	ジフェニルチアミン
百九十	ジフェノコナゾール
百九十一	ジフェノコナゾール
百九十二	ジブチルヒドロキシトルエン
百九十三	ジベンゾイルチアミン
百九十四	ジベンゾイルチアミン塩酸塩
百九十五	脂肪族高級アルコール類
百九十六	脂肪族高級アルデヒド類 (毒性が激 しいと一般に認められるものを除く。)
百九十七	脂肪族高級アルデヒド類 (毒性が激 しいと一般に認められるものを除く。)
百九十八	脂肪族高級炭化水素類 (毒性が激 しいと一般に認められるものを除く。)
百九十九	2-3-ジメチルピラジン
二百	2-5-ジメチルピラジン
二百一	2-6-ジメチルピラジン
二百二	2-6-ジメチルピラジン
二百三	シユウ酸
二百四	臭素酸カリウム
二百五	D,L-酒石酸 (別名d,L-酒石酸)
二百六	L-酒石酸 (別名d-L-酒石酸)
二百七	D,L-酒石酸カリウム (別名d,L-酒 石酸カリウム)
二百八	L-酒石酸カリウム (別名d-L-酒石酸 カリウム)
二百九	L-酒石酸カルシウム (別名d-L-酒石 酸カリウム)
二百十	D,L-酒石酸水素カリウム (別名d,L- 酒石酸水素カリウム又はD,L-重酒石酸カリ ウム)
二百十一	L-酒石酸水素カリウム (別名d-L- 酒石酸水素カリウム又はL-重酒石酸カリ ウム)
二百十二	D,L-酒石酸ナトリウム (別名d,L- 酒石酸ナトリウム)
二百十三	L-酒石酸ナトリウム (別名d-L- 酒石酸ナトリウム)
二百十四	硝酸カリウム
二百十五	硝酸ナトリウム

二百六十六 食用赤色二号（別名アマランス）及びそのアルミニウムレーキ	二百四十三 ソルビン酸
二百十七 食用赤色三号（別名エリスロシン）及びそのアルミニウムレーキ	二百四十四 ソルビン酸カリウム
二百十八 食用赤色四〇号（別名アルラレッドAC）及びそのアルミニウムレーキ	二百四十五 ソルビン酸カルシウム
二百十九 食用赤色一〇二号（別名ニューコクシン）	二百四十六 炭酸アンモニウム
二百二十 食用赤色一〇四号（別名フロキシン）	二百四十七 炭酸カリウム（無水）
二百二十一 食用赤色一〇五号（別名ローブベンガル）	二百四十八 炭酸カルシウム
二百二十二 食用赤色一〇六号（別名アシッドレッド）	二百四十九 炭酸水素アンモニウム（別名重炭酸アンモニウム）
二百二十三 食用黄色四号（別名サンセツトイエン）及びそのアルミニウムレーキ	二百五十 炭酸水素カリウム（別名重炭酸カリウム又は酸性炭酸カリウム）
二百二十五 食用緑色三号（別名ファストグリーンFCF）及びそのアルミニウムレーキ	二百五十一 炭酸水素ナトリウム（別名重炭酸ナトリウム又は重炭酸ソーダ灰）
二百二十六 食用黄色五号（別名サンセツトイエンFCF）及びそのアルミニウムレーキ	二百五十二 炭酸ナトリウム（結晶物の場合にあつては別名炭酸ソーダ、無水物の場合にあつては別名ソーダ灰）
二百二十七 食用青色二号（別名インジゴカルミン）及びそのアルミニウムレーキ	二百五十三 炭酸マグネシウム
二百二十八 ショ糖脂肪酸エステル	二百五十四 チアベンダゾール
二百二十九 シリコーン樹脂（別名ポリジメチルシリキサン）	二百五十五 チアミン塩酸塩（別名ビタミンB ₁ 硝酸塩）
二百三十 シンナミルアルコール（別名ケイ皮アルコール）	二百五十七 チアミンセチル硫酸塩（別名ビタミンB ₁ ロダン酸塩）
二百三十一 シンナムアルデヒド（別名ケイ皮アルデヒド）	二百五十九 チアミンナフタレン-1・5-ジスルホン酸塩（別名チアミンナフタリン-1・5ジスルホン酸塩又はビタミンB ₁ ナフタレン-1・5-ジスルホン酸塩）
二百三十二 水酸化カリウム（別名カセイソーダ）	二百六十一 チオエーテル類（毒性が激しいと一般に認められるものを除く。）
二百三十五 水酸化マグネシウム	二百六十三 L-テアニン
二百三十六 スクラロース（別名トリクロロガラクトスクロース）	二百六十四 デカナル（別名デシルアルデヒド）
名ステアリル乳酸カルシウム	二百六十五 デカノール（別名デシルアルコール）
二百四十 ステアロイル乳酸ナトリウム	二百六十六 デカノン酸エチル（別名D-ソルビット）
二百四十一 ソルビタン脂肪酸エステル	三百二 ネオテーム
二百四十二 D-ソルビトール（別名D-ソルビット）	三百三 マーカラクトン（別名ノナラクトン）
三百四 ノルビキシンカリウム	三百五 ノルビキシンナトリウム
三百六 バニリシン（別名ワニリン）	三百七 パラオキシ安息香酸イソブチル（別名パラヒドロキシ安息香酸イソブチル）
三百七 パラオキシ安息香酸イソブチル（別名パラヒドロキシ安息香酸エチル）	三百八 パラオキシ安息香酸イソブロピル（別名パラヒドロキシ安息香酸プロピル）
三百九 パラオキシ安息香酸エチル（別名パラヒドロキシ安息香酸プロピル）	三百九 パラオキシ安息香酸エチル（別名パラヒドロキシ安息香酸プロピル）
三百十 パラオキシ安息香酸ブチル（別名パラヒドロキシ安息香酸ブチル）	三百十 パラオキシ安息香酸ブチル（別名パラヒドロキシ安息香酸ブチル）
三百十一 パラオキシ安息香酸ブロピル（別名パラヒドロキシ安息香酸ブロピル）	三百十一 パラオキシ安息香酸ブロピル（別名パラヒドロキシ安息香酸ブロピル）
三百十二 パラメチルアセトフェノン	三百十二 パラメチルアセトフェノン
三百十三 パーリン	三百十三 パーリン
三百十四 パレルアルデヒド	三百十四 パレルアルデヒド
三百十五 パントテン酸カルシウム	三百十五 パントテン酸カルシウム
三百十六 パントテン酸ナトリウム	三百十六 パントテン酸ナトリウム
三百十七 ピオチン	三百十七 ピオチン
三百十八 ピスベンチジン塩酸塩	三百十八 ピスベンチジン塩酸塩
三百十九 ピベニジスルフィド	三百十九 ピベニジスルフィド
三百二十 ビタミンA（別名レチノール）	三百二十 ビタミンA（別名レチノール）
三百二十一 ビタミンA脂肪酸エステル（別名レチノール脂肪酸エステル）	三百二十一 ビタミンA脂肪酸エステル（別名レチノール脂肪酸エステル）
三百二十二 1-ヒドロキシエチリデン-1-ヒドロキシエチル	三百二十二 1-ヒドロキシエチリデン-1-ヒドロキシエチル
三百二十三 ヒドロキシシトロネラール	三百二十三 ヒドロキシシトロネラール
三百二十四 ヒドロキシシトロネラールジメチルアセタール	三百二十四 ヒドロキシシトロネラールジメチルアセタール
三百二十五 ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デングン	三百二十五 ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デングン
三百二十六 ヒドロキシプロピルセルロース	三百二十六 ヒドロキシプロピルセルロース
三百二十七 ヒドロキシプロピルデングン	三百二十七 ヒドロキシプロピルデングン
三百二十八 ヒドロキシプロピルメチルセルロース	三百二十八 ヒドロキシプロピルメチルセルロース
三百二十九 ヒドロキシプロピルセルロースリドン共重合体	三百二十九 ヒドロキシプロピルセルロースリドン共重合体
三百三十 ピペリジン	三百三十 ピペリジン
三百三十一 ピペロナール（別名ヘリオトロピン）	三百三十一 ピペロナール（別名ヘリオトロピン）
三百三十二 ピペロニルブトキシド（別名ピペロニルブトキサイド）	三百三十二 ピペロニルブトキシド（別名ピペロニルブトキサイド）
三百三十三 ヒマワリレシチン	三百三十三 ヒマワリレシチン
三百三十四 水酢酸	三百三十四 水酢酸
三百三十五 ピラジン	三百三十五 ピラジン
三百三十六 ピリドキシン塩酸塩（別名ビタミンB ₆ ）	三百三十六 ピリドキシン塩酸塩（別名ビタミンB ₆ ）

ライ麦	もろこし
アルミニウム製、ステンレス製、無色のガラス製又は合成樹脂製以外の器具又は容器包装	第三次の食品、添加物、器具又は容器包装であつて、第三十二条第四項に規定する輸入計画を記載した輸入届出書の提出前から継続的に輸入され、かつ、当該提出の日前三年間に同一食品等が同項各号に該当したことがないもの。
海藻	あん類
カカラ豆（煎つたものを除く。）	一時的に貯蔵した果実及び果皮
果実酒の原酒	煎つたコーヒー豆又はそれをひいたもの
加熱後撰取冷凍食品（製造し、又は加工した食品を凍結させたものであつて、飲食に供する際に加熱を要するとされているもの）	いなごの水煮 魚の卵（乾燥したものに限る。） 魚のつくだ煮
ギムネマ茶	魚又は海棲哺乳動物の油脂
原料用果汁	オートミール
穀物、豆類又はいも類の粉	海藻
ココア製品（粉末清涼飲料を除く。）	カカラ豆（煎つたものを除く。）
コーヒーのエキス	果実酒の原酒
コーヒー豆（煎つたものを除く。）	加熱後撰取冷凍食品（製造し、又は加工した食品を凍結させたものであつて、飲食に供する際に加熱を要するとされているもの）
コーンフレーク	ギムネマ茶
こんにゃく	原料用果汁
食塩	穀物、豆類又はいも類の粉
植物性クリーミングパウダー	ココア製品（粉末清涼飲料を除く。）
植物性油脂	コーヒーのエキス
ショートニング	コーヒー豆（煎つたものを除く。）
清酒	コーンフレーク
茶	こんにゃく
チョコレート	食塩
杜仲茶	植物性クリーミングパウダー
糖類	植物性油脂
煮豆	ショートニング
はちの子の水煮	清酒
はちの子の水煮入りはちみつ	茶

		届出書		年月日	
		パン類ミックス ビール マーティン みりん		野菜の水煮 野菜のピューレ又はペースト 冷凍果実(製造し、又は加工した果実を凍結させたものを除く。) 冷凍野菜(製造し、又は加工した野菜を凍結させたものを除く。) 別表第一に掲げる添加物以外の添加物(法第十三条第一項の規定により基準又は規格が定められているものを除く。) 別表第一に掲げる添加物以外の添加物(成樹脂製の器具又は容器包装)	
		別表第十三(第三十七条、第四十条関係)			
業種	業種	機械器 具保守 管理標 準作業 書	機械器 具の種 類	作成す べき標 記載す べき事項	
標準作業書	動物飼育管理一	試薬等 管理標 準作業 書	一 試薬、試液、培地、標準品、標準液及び標準微生物の株(以下「試薬等」といいう。)の容器にすべき表示の方法	六 作成要領 作成及び改定年月日	四 領 作成及び改定年月日
五 動物の取扱いの方法	動物の健康観察の方法	二 試薬等の管理に関する注意事項	三 試薬等の管理に関する記録の作成要	三 動物の飼育室の管理の方法	四 動物の飼育室の管理に当たつての注意事項
六 病気にかかり、又はその疑いのある	動物の取扱いの方法				

れ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。また、照明設備は、作業検査及び清掃等を十分に保つことができるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。

水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあつては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合にあつては、食品衛生上支障のない構造であること。

ト 法第十三条第一項の規定により別に定められた規格又は基準に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業にあつてはへの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるよう定めがある食品を取り扱う営業にあつてはへの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。

チ 従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備が必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。

リ 排水設備は次の要件を満たすこと。

(1) 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。

(2) 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管されかつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。

(3) 配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。

ヌ 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を第一項により別に定められた規格又は基準に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を

から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。施設は、照明設備は、作業検査及び清掃等を十分に保つことができるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。

水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあつては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合にあつては、食品衛生上支障のない構造であること。

ト 法第十三条第一項の規定により別に定められた規格又は基準に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業にあつてはへの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるよう定めがある食品を取り扱う営業にあつてはへの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。

チ 従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備が必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。

リ 排水設備は次の要件を満たすこと。

(1) 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。

(2) 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管されかつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。

(3) 配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。

ヌ 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を第一項により別に定められた規格又は基準に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を

取り扱う営業にあつては、その定めに従い必要な設備を有すること。

ル 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入の防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備を有すること。

ヲ 次に掲げる要件を満たす便所を従業者の数に応じて有すること。

- (1) 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。
- (2) 専用の流水式手洗い設備を有すること。

ワ 原材料を種類及び特性に応じた温度で、污染の防止可能な状態で保管することができる十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤は、食品等と区分して保管する設備を有すること。

カ 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。

ヨ 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。

タ 更衣場所は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に有すること。

レ 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。

イ 食品又は添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備(以下この別表において「機械器具等」という。)は、適正に洗浄、保守及び点検をすることのできる構造であること。

ロ 作業に応じた機械器具等及び容器を備えること。

ハ 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であること。

二 固定し、又は移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗

淨をしやすい位置に有すること。組立式の機械器具等にあつては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能な構造であること。

ホ 食品又は添加物を運搬する場合にあつては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。

ル 計その他の計量器を備えること。

ト 作業場を清掃等のための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従事者が作業を理解しやすくするために作業内容を表示するための設備を有すること。

その他

ト 法第三十五条第一号に規定する飲食店商業にあつては、第三号ヨの基準を適用しない。

イ 令第三十五条第一号に規定する飲食店商業にあつては、第三号ヨの基準を適用しない。

ロ 令第三十五条第一号に規定する飲食店商業のうち、簡易な営業(そのままの状態で飲食に供することができる食品を食器に盛る、そよざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲食又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。)を含む。別表第二十第一号(一)において同じ。)をする場合には、その規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。

(1) 床面及び内壁にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不浸透性材料以外の材料を使用することができます。

(2) 排水設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に有しないこととすることができる。

(3) 冷蔵又は冷凍設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することとすることができる。

(4) 食品を取り扱う区域にあつては、従業者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造であれば、区画されていることを要しないこととすることができる。

ハ 令第三十五条第一号に規定する飲食店商業のうち、自動車において調理をする場合にあつては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。

二 令第三十五条第九号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、第三号ヲ、ワ及びタ並びに第四号ホの基準を適用しない。

ホ 令第三十五条第二十七号及び第二十八号に掲げる営業で冷凍食品を製造する場合は、第一号から第四号までに掲げた製造、冷凍、包装及び保管をするためのものに加え、次の要件を満たすこと。

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の処理する場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 原材料を保管する室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

(3) 製品を製造する室又は場所は、製造品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

(4) 製品が摄氏マイナス十五度以下となる場合に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

ヘ 令第三十五条第三十号に掲げる営業については、第一号から第四号までに掲げるものに加え、次に掲げる要件を満たす構造であること。

(1) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 原材料の保管をする室又は場所に、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

十九 八
チフス菌
バラチフスA菌
化学物質
(元素及び化合物をいう。)